

送付



「令和6年度の医療費通知」を送付します

医療費控除を受ける場合、**医療費通知を添付**することで、**医療費控除の明細書を簡略化**でき、医療費通知に記載のある**医療費の領収書の提出・保存が不要**となります



■令和6年度の医療費通知発送月（診療年月）

- ①令和6年8月下旬発送済み(令和6年1月～5月分)
- ②1月中旬発送（令和6年6月～10月分）
- ③2月中旬発送（令和6年11月分）
- ④3月中旬発送（令和6年12月分）

※富里市国民健康保険加入者が医療機関などを受診した場合に、市から送付します。

そのほかの医療保険者の通知は、各医療保険者に問い合わせてください。

⚠ 注意事項

- 申告の時期に間に合わない診療月分については、医療機関などが発行する領収書を使用してください。
- 医療費通知に記載のない医療費を申告する場合、その領収書に基づき医療費控除の明細書への記載が必要です。また、その場合は、確定申告をしてから5年間、領収書の保存が必要です。
- 医療費助成、出産育児一時金、高額療養費などで自己負担額が異なるときは、その金額を差し引いて申告してください。

問 国保年金課 ☎ (93) 4083

お知らせ



おむつ代が「医療費控除」の対象となります

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります

【おむつ代で医療費控除を受けるときは】

次の書類を用意して確定申告をしてください。

- おむつ代の領収書
- おむつ使用証明書（医師が発行します）

※様式は高齢者福祉課窓口でも配布しています。



【2年目以降の人は】

おむつ使用証明書の代わりに『おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書（以下、「確認書」）』を高齢者福祉課窓口で交付しています。

※確認書の交付を受けられないときは、おむつ使用証明書を添付して確定申告をしてください。

問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

お知らせ

要申込



要介護認定を受けている高齢者に

「障害者控除対象者認定書」を発行します

所得税や市・県民税の申告時に認定書を提出すると、身体障害者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます

■対象 次の要件をすべて満たす人

- 富里市に住民登録があり、令和6年12月31日時点で65歳以上
- 要介護認定を受けている人（要介護1～5）で、所定の要件を満たす人

■申請時に必要なもの

- 印鑑
- 介護保険被保険者証

なお、すべての『要介護認定を受けている人』が該当するわけではありません。
詳しくは問い合わせてください。



問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980